

入 札 説 明 書

(福山市高齢者服薬情報通知業務)

福山市市民局市民部保険年金課

福山市高齢者服薬情報通知業務に係る一般競争入札（福山市公告第457号）の実施については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札公告日

2026年（令和8年）5月8日（金）

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

福山市高齢者服薬情報通知業務

(2) 業務場所

福山市役所庁舎内及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

福山市高齢者服薬情報通知業務委託仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 入札参加資格要件

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令第167条の4の規定による入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 個人情報等マネジメントシステム（プライバシーマーク（JISQ15001）又はISMS（ISO/IEC27001・JISQ27001））使用の許諾を受けていること。
- (8) 過去10年間の間に、地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した重複多剤服薬通知業務委託を元請として、当該業務を完了した実績がある者であること。

3 入札参加資格審査の申請書類について

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、次の(3)及び(5)から(7)までに掲げる書類は、入札書を提出する日の3か月前の日以後に発行されたものを添付すること。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- (2) 入札参加資格審査申請書受付票（様式2）
- (3) 商業登記簿謄本（写しでも可）
- (4) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」の写し）
- (5) 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は、申立書（様式3）を提出すること。）
- (6) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明したもの）
- (7) 印鑑証明書（原本）
- (8) 使用印鑑届（様式4。実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- (9) 委任状（様式5①。入札、契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合に提出すること。）
- (10) 誓約書（様式6）
- (11) 個人情報等マネジメントシステム（プライバシーマーク（JISQ15001）又はISMS（ISO/IEC27001・JISQ27001）使用許諾証の写し
- (12) 業務経歴等調書（様式7）
- (13) 業務受託実績調書（様式8）
- (14) 配置予定現場責任者及び業務責任者調書（様式9）
- (15) 電子データの保存等に関する申出書（様式10）
- (16) 資格確認結果通知書等の送付用封筒（長形3号封筒に宛先を記入の上、切手410円分を貼付し、「速達」と朱書きすること。）

4 入札に関する質疑について

- (1) 本件に関して質疑がある場合は、原則として所定の質問書（様式11）により、電子メールで行うこと。照会先は「15 担当課」のとおり。
- (2) 上記(1)の受付は、2026年（令和8年）5月8日（金）から同年5月22日（金）午後5時15分までとする。
- (3) 市は質疑に対する回答書を2026年（令和8年）5月26日（火）までに、福山市ホームページに掲載する。

5 入札参加資格審査申請書類の提出期間・方法及び場所

(1) 提出期間

2026年（令和8年）5月8日（金）から同年5月21日（木）まで（福山市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便（郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。))により提出すること。書留郵便等の場合において、2026年（令和8年）5月21日（木）

午後5時15分までに必着させること。

(3) 提出場所及び申請に関する問合せ先

「15 担当課」に同じ。

※申請書は福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) からダウンロード可能

6 入札参加資格確認の結果通知

(1) 入札参加資格確認の結果については、2026年(令和8年)5月28日(木)までに書面により資格確認結果通知書を発送する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を記載する。

(2) 入札参加資格者以外は、この入札に参加することができない。

7 入札参加資格の喪失

(1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

ア 「2 入札参加資格要件」を満たさなくなったとき。

イ 入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(2) 市は、上記(1)により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

8 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札辞退届(様式12)を2026年(令和8年)6月1日(月)までに直接持参(書留郵便等による場合にあつては、開札日の前日までに到達するものに限る。)することで入札を辞退することができる。入札執行中にあつては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は、様式13を使用すること。

(2) 入札金額の訂正は認めない。

(3) 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、仕様書、別添契約書(案)及び規則(以下「仕様書等」という。)を十分考慮して入札金額を見積るものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

(4) 入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とすること。

10 入札及び開札の日時等

(1) 日時

2026年(令和8年)6月2日(火)午後2時

(2) 場所

福山市役所本庁舎東棟3階306会議室(福山市東桜町3番5号)

(3) 開札時の立会いは任意とする。この場合において入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (4) 入札室（福山市役所本庁舎東棟3階306会議室をいう。以下同じ。）には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員及び上記(3)の立会い職員以外の者は入室することができない。
- (5) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書提出までに、委任状（様式5②）を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札室から退室させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

1.1 入札書の提出方法

- (1) 入札書の提出は、上記1.0(1)の日時に1.0(2)の場所において入札書（様式1.3）を直接持参し、又は書留郵便等により提出しなければならない。書留郵便等の場合において、2026年（令和8年）6月1日（月）中に必着させること。
- (2) 入札書等の書留郵便等による提出方法の詳細については、別紙「郵便等入札の手引き」による。
- (3) 入札参加者等は、その提出した委任状及び入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。
- (4) 提出先
「1.5 担当課」に同じ。

1.2 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (7) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (8) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (9) 指定された方法以外により入札書を提出したとき。
- (10) 提出期限を過ぎて入札書が提出され、又は到達したとき。
- (11) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

1.3 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定して契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札が2以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 申込みをする者がいない場合は、入札を取り止める。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。
- (6) 再度入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。再度入札を実施する場合は、郵送等によらず、指定する日時及び場所に、入札書を持参すること。
- (7) 再度入札が1の場合は、無効とする
- (8) 最低制限価格は設定しない。

1 4 その他

- (1) 契約の締結
 - ア 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - イ 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 業務委託料の支払
業務委託料の支払は、請求に基づき行うものとする。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (5) その他
 - ア この入札に際しては、本市の定めた「入札条件、入札心得」を承諾のうえ入札すること。
 - イ 入札参加者等は、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ウ 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については全て入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

1 5 担当課

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎1階

福山市市民局市民部保険年金課

Mail:hoken-nenkin@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL: (084) 928-1054 (直通) FAX: (084) 928-1730